

京丹後産飲料による乾杯条例（案）の概要

1 趣旨

京丹後市議会では、平成28年の「京丹後『食の王国』のまちづくり宣言」や、近年の伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録といった流れを受け、日本酒、焼酎、どぶろく、クラフトビール・ジン等の酒類や、豊かな農産物を活用したジュース、乳飲料、お茶などの「京丹後産飲料」を、本市独自の共有財産として定義するための条例制定を目指しています。

本条例の核となるのは、誰もが親しみやすい「乾杯」という文化です。堅苦しい規制ではなく、日々の食卓や祝宴、観光客へのおもてなしの場で「地元の飲み物で乾杯」を行う。このシンプルな行動を通じ、市民の皆様の地域への愛着を育み、作り手の情熱を支え、地域の食文化を未来へつなげていくこと。そして、その魅力が外へと伝わり、多くの人を惹きつける地域活性化の好循環を生み出すことを目的としています。

「乾杯」から始まる、誇りあるまちづくり。この理念を形式的なものに終わらせず、市民・事業者の皆様と手を取り合って実りあるものにするため、ぜひご意見をお寄せください。

2 施行期日について

令和8年4月1日から施行します。